

事 務 連 絡
平成24年5月28日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 障害保健福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定関連通知の正誤について

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定関連通知については、「「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（平成24年3月30日付け障 発 0330 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）等でお知らせしたところですが、別添のとおり修正することにするので、御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきよう期されたい。

(照会先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

評価・基準係 原、中村(3036)

TEL : 03-5253-1111

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定関連通知の正誤表

【障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）】

（修正のポイント）

- ・ 経過的療養介護サービス費(Ⅱ)の算定要件としていた6：1以上の人員配置について削除する（P68関係（*））。
 - * 「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定等に伴う関係告示等の一部改正等に伴う改正解釈通知の正誤表の送付について」（平成24年4月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）で既に修正済み。
- ・ 施設入所支援を併せて利用する者に対する就労継続支援A型サービス費について、平成21年度報酬改定において、新体系へ移行後、既存の施設入所者が追い出されることがないように、特定旧法受給者（平成18年10月1日に特定旧法指定施設を利用していた者）から特定旧法指定施設を利用していた者へ対象者を拡大したことを反映する（P173関係）。

（修正点は赤字下線）

正誤箇所	現 行	当 初 改 正 後 (誤)	修 正 改 正 後 (正)
P68	第二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）に関する事項 2. 介護給付費 (5) 療養介護サービス費 ② 療養介護サービス費の区分について	第二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）に関する事項 2. 介護給付費 (5) 療養介護サービス費 ② <u>療養介護サービス費の区分について</u> (七) <u>経過的療養介護サービス費(Ⅱ)</u> ア <u>①に該当する者について算定すること。</u> イ <u>従業者の員数が利用者の数を3で除して得た数を満たすことができない指定療養介護事業所（指定障害福祉サービス基準第50条第7項又は第</u>	第二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）に関する事項 2. 介護給付費 (5) 療養介護サービス費 ② <u>療養介護サービス費の区分について</u> (七) <u>経過的療養介護サービス費(Ⅱ)</u> ア <u>①に該当する者について算定すること。</u> イ <u>従業者の員数が利用者の数を3で除して得た数を満たすことができない指定療養介護事業所（指定障害福祉サービス基準第50条第7項又は第</u>

		<p>8項の規定による指定療養介護事業所に限る。)について算定することとし、<u>常勤換算方法により、従業者の員数が利用者を6で除して得た数以上であること。</u></p> <p>ウ 平成24年12月31日までの間の経過措置であること。</p>	<p>8項の規定による指定療養介護事業所に限る。)について算定する。</p> <p>ウ 平成24年12月31日までの間の経過措置であること。</p>
P98	<p>2. 介護給付費</p> <p><u>(8) 短期入所サービス費</u></p>	<p>2. 介護給付費</p> <p><u>(7) 短期入所サービス費</u></p> <p><u>(10) 緊急短期入所体制確保加算の取扱い</u></p> <p>ア 報酬告示第7の9の緊急短期入所体制確保加算は、緊急に指定短期入所生活介護を受ける必要がある者を受け入れるために利用定員の100分の5に相当する空床を確保している事業所（指定<u>居宅</u>サービス基準第115条第2項に規定する事業所を除く。以下同じ。）の利用者全員に対し加算する。</p>	<p>2. 介護給付費</p> <p><u>(7) 短期入所サービス費</u></p> <p><u>(10) 緊急短期入所体制確保加算の取扱い</u></p> <p>ア 報酬告示第7の9の緊急短期入所体制確保加算は、緊急に指定短期入所を受ける必要がある者を受け入れるために利用定員の100分の5に相当する空床を確保している事業所（指定<u>障害福祉</u>サービス基準第115条第2項に規定する事業所を除く。以下同じ。）の利用者全員に対し加算する。</p>
P173	<p>3. 訓練等給付費</p> <p>(4) 就労継続支援A型サービス費</p> <p><u>① 就労継続支援A型サービス費の区分について</u></p> <p>就労移行継続支援A型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援A型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援A型を提供した場合（<u>特定旧法受給者</u>に限る。）に、当該指定就労継続支援A型事業所における人員配置に応じ、算定する。</p> <p>なお、指定就労継続支援A型事業所に雇用される障害者以外の者については、就労継続支援A型サービス費の算定対象</p>	<p>3. 訓練等給付費</p> <p>(4) 就労継続支援A型サービス費</p> <p><u>① 就労継続支援A型サービス費について</u></p> <p><u>(-) 就労継続支援A型サービス費の区分について</u></p> <p>就労移行継続支援A型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援A型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援A型を提供した場合（<u>特定旧法受給者</u>に限る。）に、当該指定就労継続支援A型事業所における人員配置に応じ、算定する。</p> <p>なお、指定就労継続支援A型事業所に雇用される障害者以外の者については、就労継続支援A型サービス</p>	<p>3. 訓練等給付費</p> <p>(4) 就労継続支援A型サービス費</p> <p><u>① 就労継続支援A型サービス費について</u></p> <p><u>(-) 就労継続支援A型サービス費の区分について</u></p> <p>就労移行継続支援A型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援A型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援A型を提供した場合（<u>特定旧法指定施設を利用していた者</u>に限る。）に、当該指定就労継続支援A型事業所における人員配置に応じ、算定する。</p> <p>なお、指定就労継続支援A型事業所に雇用される障害者以外の者については、就労継続支援A型サービス</p>

	とならないものであること。	費の算定対象とならないものであること。	費の算定対象とならないものであること。
--	---------------	---------------------	---------------------

【障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）】

（修正のポイント）番号・記号ずれを修正する（P29関係）。

（修正点は赤字下線）

正誤箇所	現 行	当 初 改 正 後（誤）	修 正 改 正 後（正）
P29	<p>第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(8) 人員の特例要件について</p>	<p>第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(8) 人員の特例要件について</p> <p>② <u>介護保険との関係</u></p> <p><u>介護保険法（平成9年法律第123号）による指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護（以下この②において「指定訪問介護等」という。）の事業を行う者が、指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護（以下この②において「指定居宅介護等」という。）の事業を同一の事業所において併せて行う場合は、指定訪問介護等の事業に係る指定を受けていることをもって、指定居宅介護等の事業に係る基準を満たしているものと判断し、指定を行って差し支えないものとする。</u></p> <p><u>この場合において、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、次のいずれかに該当する員数を置くものとする。</u></p> <p><u>ア 当該事業所における指定訪問介護等及び指定居宅介護等の利用者数の合計数に応じて必要とされる員数以上（平</u></p>	<p>第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(8) 人員の特例要件について</p> <p>② <u>介護保険との関係</u></p> <p><u>介護保険法（平成9年法律第123号）による指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護（以下この②において「指定訪問介護等」という。）の事業を行う者が、指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護又は指定行動援護（以下この②において「指定居宅介護等」という。）の事業を同一の事業所において併せて行う場合は、指定訪問介護等の事業に係る指定を受けていることをもって、指定居宅介護等の事業に係る基準を満たしているものと判断し、指定を行って差し支えないものとする。</u></p> <p><u>この場合において、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、次のいずれかに該当する員数を置くものとする。</u></p> <p><u>ア 当該事業所における指定訪問介護等及び指定居宅介護等の利用者数の合計数に応じて必要とされる員数以上（平</u></p>

		<p>成25年3月末日までの間において、当該事業所が介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第30号）の規定による</p> <p>改正前の基準により指定訪問介護等のサービス提供責任者の必要となる員数を計算している場合については、「利用者数」を「サービス提供時間数又は従業者の数」と読み替える。） <u>指定重度訪問介護については、①のアのaの基準を適用し、員数を算出するものとする。</u></p> <p><u>イ 指定訪問介護等と指定居宅介護等のそれぞれの基準により必要とされる員数以上</u></p> <p>なお、指定居宅介護等のサービス提供責任者と指定訪問介護等のサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。</p> <p><u>③ 移動支援事業との兼務について</u> サービス提供責任者は、（2）の②に定めるものであって、専ら指定居宅介護事業に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定居宅介護の提供に支障がない場合は、同一の敷地内にある移動支援事業（法第5条第25号に規定する移動支援事業をいう。以下同じ。）の職務に従事することができるものとする。</p> <p><u>指定居宅介護事業者が移動支援事業を一体的に行う場合の指定居宅介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、移動支援事業を合わせた事業の規模に応じて（2）の①の基準のいずれかにより算出し、1以上で足りるものとする。</u></p> <p>なお、指定同行援護事業者又は指定行動</p>	<p>成25年3月末日までの間において、当該事業所が介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第30号）の規定による</p> <p>改正前の基準により指定訪問介護等のサービス提供責任者の必要となる員数を計算している場合については、「利用者数」を「サービス提供時間数又は従業者の数」と読み替える。） <u>指定重度訪問介護については、①のイのaの基準を適用し、員数を算出するものとする。</u></p> <p><u>イ 指定訪問介護等と指定居宅介護等のそれぞれの基準により必要とされる員数以上</u></p> <p>なお、指定居宅介護等のサービス提供責任者と指定訪問介護等のサービス提供責任者を兼務することは差し支えない。</p> <p><u>③ 移動支援事業との兼務について</u> サービス提供責任者は、（2）の②に定めるものであって、専ら指定居宅介護事業に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定居宅介護の提供に支障がない場合は、同一の敷地内にある移動支援事業（法第5条第25号に規定する移動支援事業をいう。以下同じ。）の職務に従事することができるものとする。</p> <p><u>指定居宅介護事業者が移動支援事業を一体的に行う場合の指定居宅介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、移動支援事業を合わせた事業の規模に応じて（2）の①の基準のいずれかにより算出し、1以上で足りるものとする。</u></p> <p>なお、指定同行援護事業者又は指定行動</p>
--	--	---	---

		<p>援護事業者が同一の敷地内において移動支援事業を一体的に行う場合も同様とする。</p> <p>また、指定重度訪問介護事業者が同一の敷地内において移動支援事業を一体的に行う場合のサービス提供責任者の配置の基準は、②のイのa又はb（「指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護」を「移動支援」に読み替えるものとする。）のいずれかに該当する員数を置くものとする。</p>	<p>援護事業者が同一の敷地内において移動支援事業を一体的に行う場合も同様とする。</p> <p>また、指定重度訪問介護事業者が同一の敷地内において移動支援事業を一体的に行う場合のサービス提供責任者の配置の基準は、①のイのa又はb（「指定居宅介護、指定同行援護又は指定行動援護」を「移動支援」に読み替えるものとする。）のいずれかに該当する員数を置くものとする。</p>
--	--	--	--

【障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発第0126001号）】

（修正のポイント）特定旧法指定施設を利用していた者等にサービス提供する経過的障害者支援施設等が提供できるサービスは、当分の間、従前のおり生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型又は施設入所支援とする（就労継続支援A型に限定しない）（P60関係）。

（修正点は赤字下線）

正誤箇所	現行	当初改正後（誤）	修正改正後（正）
P10	<p>第三 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数（基準第4条）</p> <p>① 生活介護を行う場合（基準第4条第1項第1号）</p> <p>ア 医師（基準第4条第1項第1号イ（1））</p> <p>日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う医師を、生活介護を利用する利用者の障害の特性に応じて必要数を配置しなければならないものであること。なお、この場合の「必要数を配置」とは、嘱託医を確保するこ</p>	<p>第三 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数（基準第4条）</p> <p>① 生活介護を行う場合（基準第4条第1項第1号）</p> <p>ア 医師（基準第4条第1項第1号イ（1））</p> <p>日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う医師を、生活介護を利用する利用者の障害の特性に応じて必要数を配置しなければならないものであること。なお、この場合の「必要数を配置」とは、嘱託医を確保するこ</p>	<p>第三 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数（基準第4条）</p> <p>① 生活介護を行う場合（基準第4条第1項第1号）</p> <p>ア 医師（基準第4条第1項第1号イ（1））</p> <p>日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う医師を、生活介護を利用する利用者の障害の特性に応じて必要数を配置しなければならないものであること。なお、この場合の「必要数を配置」とは、嘱託医を確保するこ</p>

	<p>とをもって、これを満たすものとして取り扱うことも差し支えない。</p> <p>イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員（基準第4条第1項第1号イ（2））</p> <p><u>これらの従業者については、生活介護の単位ごとに、前年度の利用者の数の平均値及び障害程度区分に基づき、次の算式により算定される平均障害程度区分に応じて、常勤換算方法により必要数を配置するものである。</u></p> <p>なお、平均障害程度区分の算定に当たっては、利用者の数から、法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者（以下「特定旧法受給者」という。）、平成18年9月30日において現に児童福祉法第42条に規定する知的障害児施設、同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設及び同法第43条の4に規定する重症心身障害児施設を利用していた者又は平成18年9月30日において現に同法第7条第6項及び旧身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関に入院していた者であって、生活介護又は施設入所支援の対象に該当しない者（以下「経過措置利用者」という。）又は生活介護以外の昼間実施サービスを利用する利用者は除かれる。（厚生労働省告示第553号「厚生労働大臣が定める者」参照）</p>	<p>とをもって、これを満たすものとして取り扱うことも差し支えない。</p> <p>イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員（基準第4条第1項第1号イ（2））</p> <p><u>これらの従業者については、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法により、次の(I)及び(II)の数を合計した数以上でなければならないものである。</u></p> <p>(I) (II)以外の利用者については、前年度の利用者の数の平均値及び障害程度区分に基づき、次の算式により算定される平均障害程度区分に応じた必要数</p> <p>なお、平均障害程度区分の算定に当たっては、利用者の数から、<u>法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者（以下「特定旧法受給者」という。）</u>、平成18年9月30日において現に障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22法律第71号。以下「整備法」という。）による改正前の児童福祉法第42条に規定する知的障害児施設、同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設及び同法第43条の4に規定する重症心身障害児施設を利用していた者又は平成18年9月30日において現に同法第7条第6項及び旧身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関に入院していた者であって、生</p>	<p>とをもって、これを満たすものとして取り扱うことも差し支えない。</p> <p>イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員（基準第4条第1項第1号イ（2））</p> <p><u>これらの従業者については、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法により、次の(I)及び(II)の数を合計した数以上でなければならないものである。</u></p> <p>(I) (II)以外の利用者については、前年度の利用者の数の平均値及び障害程度区分に基づき、次の算式により算定される平均障害程度区分に応じた必要数</p> <p>なお、平均障害程度区分の算定に当たっては、利用者の数から、<u>法附則第21条第1項に規定する特定旧法指定施設を利用していた者</u>、平成18年9月30日において現に障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22法律第71号。以下「整備法」という。）による改正前の児童福祉法第42条に規定する知的障害児施設、同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設及び同法第43条の4に規定する重症心身障害児施設を利用していた者又は平成18年9月30日において現に同法第7条第6項及び旧身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関に入院していた者であって、生活介護又は施設</p>
--	---	--	---

	<p>(算式) $\{ (2 \times \text{区分2に該当する利用者の数}) + (3 \times \text{区分3に該当する利用者の数}) + (4 \times \text{区分4に該当する利用者の数}) + (5 \times \text{区分5に該当する利用者の数}) + (6 \times \text{区分6に該当する利用者の数}) \} \div \text{総利用者数}$ <p>なお、平均障害程度区分の算出に当たって、小数点以下の端数が生じる場合には、小数点第2位以下を四捨五入することとする。</p> <p>また、看護職員及び生活支援員については、それぞれについて最低1人以上配置するとともに、必要とされる看護職員及び生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない。</p> </p>	<p>活介護又は施設入所支援の対象に該当しない者（以下「経過措置利用者」という。）、経過措置利用者以外の施設入所者であって、<u>区分3（50歳以上の者は区分2）以下の者又は生活介護以外の昼間実施サービスを利用する利用者は除かれる。</u> （厚生労働省告示第553号「厚生労働大臣が定める者」参照） (算式) $\{ (2 \times \text{区分2に該当する利用者の数}) + (3 \times \text{区分3に該当する利用者の数}) + (4 \times \text{区分4に該当する利用者の数}) + (5 \times \text{区分5に該当する利用者の数}) + (6 \times \text{区分6に該当する利用者の数}) \} \div \text{総利用者数}$ <p>なお、平均障害程度区分の算出に当たって、小数点以下の端数が生じる場合には、小数点第2位以下を四捨五入することとする。</p> <p><u>Ⅱ 生活介護を利用する経過措置利用者以外の施設入所者であって、区分3（50歳以上の者は区分2）以下の者の数を10で除した数</u> また、看護職員及び生活支援員については、それぞれについて最低1人以上配置するとともに、必要とされる看護職員及び生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない。</p> </p>	<p>入所支援の対象に該当しない者（以下「経過措置利用者」という。）、<u>経過措置利用者以外の施設入所者であって、区分3（50歳以上の者は区分2）以下の者又は生活介護以外の昼間実施サービスを利用する利用者は除かれる。</u>（厚生労働省告示第553号「厚生労働大臣が定める者」参照） (算式) $\{ (2 \times \text{区分2に該当する利用者の数}) + (3 \times \text{区分3に該当する利用者の数}) + (4 \times \text{区分4に該当する利用者の数}) + (5 \times \text{区分5に該当する利用者の数}) + (6 \times \text{区分6に該当する利用者の数}) \} \div \text{総利用者数}$ <p>なお、平均障害程度区分の算出に当たって、小数点以下の端数が生じる場合には、小数点第2位以下を四捨五入することとする。</p> <p><u>Ⅱ 生活介護を利用する経過措置利用者以外の施設入所者であって、区分3（50歳以上の者は区分2）以下の者の数を10で除した数</u> また、看護職員及び生活支援員については、それぞれについて最低1人以上配置するとともに、必要とされる看護職員及び生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない。</p> </p>
P60	4 附則	4 附則 <u>(1) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の</u>	4 附則 <u>(1) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の</u>

		<p>施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成24年厚生労働省令第40号）による改正後の障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）附則第1条の2の規定より、平成24年4月1日以後も、引き続き、施設障害福祉サービスとして就労継続支援A型を提供することができることとされた指定障害者支援施設に対する基準附則第2条から第14条までの規定の適用については、当分の間、なお従前の例によるものであること。</p>	<p>施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成24年厚生労働省令第40号）による改正後の障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）附則第1条の2の規定より、平成24年4月1日以後も、引き続き、施設障害福祉サービスを提供することができることとされた指定障害者支援施設に対する基準附則第2条から第14条までの規定の適用については、当分の間、なお従前の例によるものであること。</p>
--	--	--	---

【介護給付費等の支給決定等について（平成19年3月23日障発第0323002号）】

（修正のポイント）都道府県が処理している障害福祉サービス事業者の指定が指定都市及び中核市へ移譲することに伴い、加算等の届出先も都道府県から指定都市及び中核市になるため、原則の日数を超過して利用する場合の事務処理についても指定都市又は中核市が行うことにする（P16関係）。

（修正点は赤字下線）

正誤箇所	現 行	当 初 改 正 後（誤）	修 正 改 正 後（正）
改正後 全文 P16	<p>第六 支給決定時に定める事項</p> <p>1 支給決定事項</p> <p>(1) 支給量</p> <p>④ 生活介護、旧施設支援(通所)、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援</p> <p>ア 平成18年4月から利用実績払い(日額報酬)を導入したことに伴い、通所による指定施設支援の量について、原則として、各月の日数から8日を控除した日数(以下「原則の日数」という。)を限度として利用することを決定しているものとみなしてきたところであるが、平成18年10月以降の法移行後においても、<u>新体</u></p>	<p>第六 支給決定又は地域相談支援給付決定時に定める事項</p> <p>1 支給決定又は地域相談支援給付決定事項</p> <p>(1) 支給量及び地域相談支援給付量</p> <p>④ 生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援</p> <p>ア 平成18年4月から利用実績払い(日額報酬)を導入したことに伴い、通所による指定施設支援の量について、原則として、各月の日数から8日を控除した日数(以下「原則の日数」という。)を限度として利用することを決定しているものとみなしてきたところであるが、平成18年10月以降の法移行後においても、日中</p>	<p>第六 支給決定又は地域相談支援給付決定時に定める事項</p> <p>1 支給決定又は地域相談支援給付決定事項</p> <p>(1) 支給量及び地域相談支援給付量</p> <p>④ 生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援</p> <p>ア 平成18年4月から利用実績払い(日額報酬)を導入したことに伴い、通所による指定施設支援の量について、原則として、各月の日数から8日を控除した日数(以下「原則の日数」という。)を限度として利用することを決定しているものとみなしてきたところであるが、平成18年10月以降の法移行後においても、日中</p>

	<p>系の日中活動サービス及び旧法施設支援(通所)については、引き続き、原則として一人の障害者が一月に利用できる日数(支給量)は、「原則の日数」を上限とすることを基本とする。ただし、次の場合には、「原則の日数」を超える支給量を定めることが可能なものとする。</p> <p>(7) 日中活動サービスの事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県に届け出ることにより、当該施設が特定する3か月以上1年以内の期間において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができるものとする。</p>	<p>活動サービスについては、引き続き、原則として一人の障害者が一月に利用できる日数(支給量)は、「原則の日数」を上限とすることを基本とする。ただし、次の場合には、「原則の日数」を超える支給量を定めることが可能なものとする。</p> <p>(7) 日中活動サービスの事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県に届け出ることにより、当該施設が特定する3か月以上1年以内の期間において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができるものとする。</p>	<p>活動サービスについては、引き続き、原則として一人の障害者が一月に利用できる日数(支給量)は、「原則の日数」を上限とすることを基本とする。ただし、次の場合には、「原則の日数」を超える支給量を定めることが可能なものとする。</p> <p>(7) 日中活動サービスの事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市においては、指定都市又は中核市。)に届け出ることにより、当該施設が特定する3か月以上1年以内の期間において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができるものとする。</p>
--	--	--	---

【日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について(平成18年9月28日障障発0928001号)】

(修正のポイント) 都道府県が処理している障害福祉サービス事業者の指定が指定都市及び中核市へ移譲することに伴い、加算等の届出先も都道府県から指定都市及び中核市になるため、原則の日数を超えて利用する場合の事務処理についても指定都市又は中核市が行うことにする(P2・4・6関係)。

(修正点は赤字下線)

正誤箇所	現 行	当 初 改 正 後 (誤)	修 正 改 正 後 (正)
P 2	<p>2 利用日数の原則と例外</p> <p>(2) 例外</p> <p>① 日中活動サービス等の事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県知事に届け出ることにより、当該事業者等が特定する3か月以上1年以</p>	<p>2 利用日数の原則と例外</p> <p>(2) 例外</p> <p>① 日中活動サービス等の事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県知事に届け出ることにより、当該事業者等が特定する3か月以上1年以</p>	<p>2 利用日数の原則と例外</p> <p>(2) 例外</p> <p>① 日中活動サービス等の事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都</p>

	内の期間(以下、「対象期間」という。)において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができるものとする。	内の期間(以下、「対象期間」という。)において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができるものとする。	<u>市(以下「指定都市」という。)</u> 又は <u>同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)</u> においては、 <u>指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)</u> に届け出ることにより、当該事業者等が特定する3か月以上1年以内の期間(以下、「対象期間」という。)において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができるものとする。
P 4	<p>3 事務処理について</p> <p>(1) 上記2の(2)の例外の①の場合</p> <p>① 日中活動サービス等の事業者等における事務</p> <p>エ 介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費及び特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の請求</p> <p>介護給付費等の請求に当たっては、「原則の日数」の総和と対象期間の各月の利用日数がわかる書類を添付すること。</p> <p>なお、対象期間の最初の月の介護給付費等の請求に当たっては、都道府県が交付した届出受理書の写しを添付すること。</p>	<p>3 事務処理について</p> <p>(1) 上記2の(2)の例外の①の場合</p> <p>① 日中活動サービス等の事業者等における事務</p> <p>エ 介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費及び特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の請求</p> <p>介護給付費等の請求に当たっては、「原則の日数」の総和と対象期間の各月の利用日数がわかる書類を添付すること。</p> <p>なお、対象期間の最初の月の介護給付費等の請求に当たっては、都道府県が交付した届出受理書の写しを添付すること。</p>	<p>3 事務処理について</p> <p>(1) 上記2の(2)の例外の①の場合</p> <p>① 日中活動サービス等の事業者等における事務</p> <p>エ 介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費及び特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の請求</p> <p>介護給付費等の請求に当たっては、「原則の日数」の総和と対象期間の各月の利用日数がわかる書類を添付すること。</p> <p>なお、対象期間の最初の月の介護給付費等の請求に当たっては、都道府県(<u>指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市。以下同じ。)</u>が交付した届出受理書の写しを添付すること。</p>
P 6	【別添資料】 (略)	【別添資料】 <u>(略)</u>	【別添資料】 <u>「利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る(変更)届出書(例)」の「〇〇知事殿」を「〇〇知事又は〇〇市長 殿」に変更</u>

【児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）】

(修正のポイント) 利用者負担上限額管理加算について、従前のとおり利用者負担額が上限に達していない場合も算定対象とする（P13関係）。

(正誤点は赤字下線)

正誤箇所	当初発出版 (誤)	修正後発出版 (正)
P13	<p>第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表(平成24年厚生労働省告示第122号。以下「通所報酬告示」という。)に関する事項</p> <p>2. 障害児通所給付費等</p> <p>(1) 児童発達支援給付費</p> <p>⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の5の利用者負担上限額管理加算の注中、「通所利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、<u>通所利用者負担合計額の管理を行う指定障害児通所支援事業所等の利用に係る通所利用者負担額のみでは負担上限月額には満たないが、他の一又は複数の指定通所支援の利用に係る通所利用者負担額を合計した結果、負担上限月額を超える場合に生ずる事務を行った場合をいうものである。次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合には、この加算は算定しない。</u></p> <p><u>(一) 1月の通所利用者負担額の合計が負担上限月額を超過していない場合</u></p> <p><u>(二) 通所利用者負担合計額の管理を行う指定障害児通所支援事業所等の利用に係る通所利用者負担額が負担上限月額に到達している場合</u></p>	<p>第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表(平成24年厚生労働省告示第122号。以下「通所報酬告示」という。)に関する事項</p> <p>2. 障害児通所給付費等</p> <p>(1) 児童発達支援給付費</p> <p>⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第1の5の利用者負担上限額管理加算の注中、「通所利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、<u>利用者が、通所利用者負担合計額の管理を行う指定障害児通所支援事業所等以外の障害児通所支援又は障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該通所給付費決定保護者(18歳以上の利用者の場合は本人)の負担額合計額の管理を行った場合をいう。</u></p> <p><u>なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。</u></p>

【新体系定着支援事業の実施について(平成24年3月30日付け事務連絡)】

(修正のポイント) 基準該当就労継続支援B型について事業の対象とする(P3関係)。

(正誤点は赤字下線)

正誤箇所	当初発出版 (誤)	修正後発出版 (正)
P3	<p>2 事業の内容</p> <p>(3) 新体系移行時における激変緩和措置</p> <p>i) 新体系事業の場合</p> <p>イ 療養介護事業所、生活介護事業所、自立訓練(機能訓練)事業所、自立訓練(生活訓練)事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、共同生活援助事業所若しくは共同生活介護事業所又は障害者支援施設</p> <p>注1 基準該当事業所は含まないものとする。</p>	<p>2 事業の内容</p> <p>(3) 新体系移行時における激変緩和措置</p> <p>i) 新体系事業の場合</p> <p>イ 療養介護事業所、生活介護事業所、自立訓練(機能訓練)事業所、自立訓練(生活訓練)事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、共同生活援助事業所若しくは共同生活介護事業所又は障害者支援施設</p> <p>注1 基準該当事業所は含まないものとする。</p>

	<p>注2 地方公共団体が設置した施設は含むものとする。</p> <p>注3 国立施設及びのぞみの園は含まないものとする。</p> <p>注4 多機能型事業所又は複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設については、一の事業所又は一の施設として取り扱うものとする。</p> <p>注5 共同生活介護及び共同生活援助については、個々の共同生活住居単位で比較するのではなく、事業所単位で比較することし、共同生活介護及び共同生活援助を一体的に行う事業所については、これらを一の事業所として取り扱うものとする。</p>	<p>注2 地方公共団体が設置した施設は含むものとする。</p> <p>注3 国立施設及びのぞみの園は含まないものとする。</p> <p>注4 多機能型事業所又は複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設については、一の事業所又は一の施設として取り扱うものとする。</p> <p>注5 共同生活介護及び共同生活援助については、個々の共同生活住居単位で比較するのではなく、事業所単位で比較することし、共同生活介護及び共同生活援助を一体的に行う事業所については、これらを一の事業所として取り扱うものとする。</p> <p><u>注6 平成18年3月にサービス提供実績を有する社会事業授産施設及び保護授産施設が法施行後に基準該当就労継続支援B型を実施している場合についても対象となる。</u></p>
--	---	---

【障害福祉サービス費等の報酬算定構造】

(修正のポイント) 経過的生活介護、施設入所支援(経過的生活介護を含む)、福祉型障害児入所施設の入院時支援特別加算について、入院期間が90日を超える場合に算定対象とする(P8・12・14・28関係)。

(修正点は赤字下線)

正誤箇所	現 行		当 初 改 正 後 (誤)		修 正 改 正 後 (正)	
P 8 ・ 12 ・ 14 ・ 28	入院時支援特別加算 (月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が4日未満	入院時支援特別加算 (月1回を限度)	(1) <u>8日</u> を超える入院期間が4日未満	入院時支援特別加算 (月1回を限度)	(1) <u>90日</u> を超える入院期間が4日未満
		(2) 8日を超える入院期間が4日以上		(2) <u>8日</u> を超える入院期間が4日以上		(2) <u>90日</u> を超える入院期間が4日以上

【やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて(平成18年11月17日障発第1117002号)】

(修正のポイント) 別添2のとおり。

○ やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて（平成18年11月17日障障発第1117002号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

（変更点は下線部）

新	旧
<p>障障発第1117002号 平成18年11月17日</p> <p>一部改正 障障発第0526001号 平成20年5月26日</p> <p>一部改正 障障発第0701001号 平成21年7月1日</p> <p>一部改正 障障発0331第2号 平成22年3月31日</p> <p>一部改正 障障発0928第1号 平成23年9月28日</p> <p>一部改正 障障発0330第2号 平成24年3月30日</p>	<p>障障発第1117002号 平成18年11月17日</p> <p>一部改正 障障発第0526001号 平成20年5月26日</p> <p>一部改正 障障発第0701001号 平成21年7月1日</p> <p>一部改正 障障発0331第2号 平成22年3月31日</p> <p>一部改正 障障発0928第1号 平成23年9月28日</p>
<p>各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p>やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて</p> <p>身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項、知的障害者福祉法第15条の4第1項若しくは第16条第1項第2号又は児童福祉法第21条の6の規定に基づき、平成18年10月1日以降、やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについては、交付要綱等に定めることとしているが、その内容は下記のとおりであり、平成18年10月1日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村等に対して周知をお願いしたい。</p> <p>おって、平成18年3月31日障障発第0331001号「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」は廃止する。ただし、平成18年9月30日以前に行われたやむを得ない事由による措置に係る単価等の取扱いについては、なお従前の例による。</p> <p>記</p> <p>1 平成18年10月1日以降、やむを得ない事由による措置を行った場合の費用の算定に当たっては、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービ</p>	<p>各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p>やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて</p> <p>身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項、知的障害者福祉法第15条の4第1項若しくは第16条第1項第2号又は児童福祉法第21条の6の規定に基づき、平成18年10月1日以降、やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについては、交付要綱等に定めることとしているが、その内容は下記のとおりであり、平成18年10月1日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村等に対して周知をお願いしたい。</p> <p>おって、平成18年3月31日障障発第0331001号「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」は廃止する。ただし、平成18年9月30日以前に行われたやむを得ない事由による措置に係る単価等の取扱いについては、なお従前の例による。</p> <p>記</p> <p>1 平成18年10月1日以降、やむを得ない事由による措置を行った場合の費用の算定に当たっては、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービ</p>

ス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）」に準じて算定した額（食事提供体制加算を除く。以下「介護給付費等基準額」という。）及び障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第42条の2によって読み替えられた障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第58条第3項に規定する指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額（以下「療養介護医療費基準額」という。）に特定費用（食費、光熱水費（入所施設に係るものに限る。）に限る。）を合算した額とするものであること。ただし、療養介護においては特定費用を合算しないこと。

なお、障害程度区分等により報酬単価の異なる障害福祉サービスについては、支給決定を行うまでの間は、当面、それぞれの障害福祉サービスごとに最も低い区分の単価を適用すること。

2 原則として、措置を行った月の翌月末までに介護給付費等の支給決定を行い、翌々月から介護給付費等の支払を行うこと。

ただし、措置を行った日が月の初旬である場合は、当該月末までに支給決定を行い、翌月から介護給付費等の支給を行うことができるように努めること。

3 支給決定により、それまでの措置に適用した区分の単価を変更する必要がある場合には、措置を行った日まで遡って適用するものとする。

ただし、支給決定の結果、当該サービスが対象外となった場合には、措置を行った日まで遡って適用する必要はないこと。

4 利用者負担額については、別紙（やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準）を適用することとし、市町村が利用者から徴収するものとする。

5 複数のサービスを利用することにより別紙（1）の階層区分に応じた負担基準月額を超える障害者本人の利用者負担額が発生する場合には、別紙（1）の階層区分に応じた負担基準月額を上限とすること。

なお、重度障害者等包括支援にかかる利用者負担額についても、同様の取扱いとすること。

6 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合及び複数のサービスを利用することにより別紙（2）の階層区分に応じた負担基準月額を超える扶養義務者の利用者負担額が発生する場合には、別紙（2）の階層区分に応じた負担基準月額を上限とすること。

なお、重度障害者等包括支援にかかる利用者負担額についても、同様の

ス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）」に準じて算定した額（食事提供体制加算を除く。以下「介護給付費等基準額」という。）及び障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第42条の2によって読み替えられた障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第58条第3項に規定する指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額（以下「療養介護医療費基準額」という。）又は「障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第522号）」に準じて算定した額（食事提供体制加算を除く。以下「旧法施設支援費基準額」という。）に特定費用（食費、光熱水費（入所施設に係るものに限る。）に限る。）を合算した額とするものであること。ただし、療養介護においては特定費用を合算しないこと。

なお、障害程度区分等により報酬単価の異なる障害福祉サービスについては、支給決定を行うまでの間は、当面、それぞれの障害福祉サービスごとに最も低い区分の単価を適用すること。

2 原則として、措置を行った月の翌月末までに介護給付費等の支給決定を行い、翌々月から介護給付費等の支払を行うこと。

ただし、措置を行った日が月の初旬である場合は、当該月末までに支給決定を行い、翌月から介護給付費等の支給を行うことができるように努めること。

3 支給決定により、それまでの措置に適用した区分の単価を変更する必要がある場合には、措置を行った日まで遡って適用するものとする。

ただし、支給決定の結果、当該サービスが対象外となった場合には、措置を行った日まで遡って適用する必要はないこと。

4 利用者負担額については、別紙（やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準）を適用することとし、市町村が利用者から徴収するものとする。

5 複数のサービスを利用することにより別紙（1）の階層区分に応じた負担基準月額を超える障害者本人の利用者負担額が発生する場合には、別紙（1）の階層区分に応じた負担基準月額を上限とすること。

なお、重度障害者等包括支援にかかる利用者負担額についても、同様の取扱いとすること。

6 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合及び複数のサービスを利用することにより別紙（2）の階層区分に応じた負担基準月額を超える扶養義務者の利用者負担額が発生する場合には、別紙（2）の階層区分に応じた負担基準月額を上限とすること。

なお、重度障害者等包括支援にかかる利用者負担額についても、同様の

取扱いとすること。

7 主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収される場合には、本制度による利用者負担額は次により算定した額とすること。
利用者負担額 = 本制度により算定した額 - 他の制度による費用徴収額

8 公費の支弁については、障害者自立支援給付費負担金から支弁することとする。

(別紙)

やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準

(1) 障害福祉サービス（施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合）被措置者の利用者負担額

対象収入額等による階層区分		負担基準月額	
		施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合	
1	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者（以下、「被保護者等」という。）	円	0
2	前年分の対象収入額の年額区分 0円 ～ 270,000円		0

取扱いとすること。

7 主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収される場合には、本制度による利用者負担額は次により算定した額とすること。
利用者負担額 = 本制度により算定した額 - 他の制度による費用徴収額

8 公費の支弁については、障害者自立支援給付費負担金から支弁することとする。

9 「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」平成 11 年 8 月 30 日付児家第 50 号に基づき、里親及び小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「ファミリーホーム」という。）に委託されている児童が児童デイサービスを利用する場合についても本通知の適用となるものである。
ただし、この場合において 2 及び 3 は該当しないものとし、費用徴収は免除の扱いとすること。

(別紙)

やむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額の算定に関する基準

(1) 障害福祉サービス（施設入所支援、宿泊型自立訓練又は旧知的障害者通勤寮を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（法附則第 22 条第 1 項に規定する特定旧法受給者に対して行うものに限る。）を利用する場合）及び旧法入所施設被措置者の利用者負担額

対象収入額等による階層区分		負担基準月額	
		施設入所支援、宿泊型自立訓練又は旧知的障害者通勤寮を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（法附則第 22 条第 1 項に規定する特定旧法受給者に対して行うものに限る。）を利用する場合、旧法入所施設	
1	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者（以下、「被保護者等」という。）	円	0
2	前年分の対象収入額の年額区分 0円 ～ 270,000円		0

3	階層に該当する者以外の者の者	270,001	～	280,000	1,000	3	階層に該当する者以外の者の者	270,001	～	280,000	1,000
4		280,001	～	300,000	1,800	4		280,001	～	300,000	1,800
5		300,001	～	320,000	3,400	5		300,001	～	320,000	3,400
6		320,001	～	340,000	4,700	6		320,001	～	340,000	4,700
7		340,001	～	360,000	5,800	7		340,001	～	360,000	5,800
8		360,001	～	380,000	7,500	8		360,001	～	380,000	7,500
9		38,0001	～	400,000	9,100	9		38,0001	～	400,000	9,100
10		400,001	～	420,000	10,800	10		400,001	～	420,000	10,800
11		420,001	～	440,000	12,500	11		420,001	～	440,000	12,500
12		440,001	～	460,000	14,100	12		440,001	～	460,000	14,100
13		460,001	～	480,000	15,800	13		460,001	～	480,000	15,800
14		480,001	～	500,000	17,500	14		480,001	～	500,000	17,500
15		500,001	～	520,000	19,100	15		500,001	～	520,000	19,100
16		52,0001	～	540,000	20,800	16		52,0001	～	540,000	20,800
17		540,001	～	560,000	22,500	17		540,001	～	560,000	22,500
18		560,001	～	580,000	24,100	18		560,001	～	580,000	24,100
19		580,001	～	600,000	25,800	19		580,001	～	600,000	25,800
20		600,001	～	640,000	27,500	20		600,001	～	640,000	27,500
21		640,001	～	680,000	30,800	21		640,001	～	680,000	30,800
22		680,001	～	720,000	34,100	22		680,001	～	720,000	34,100
23		720,001	～	760,000	37,500	23		720,001	～	760,000	37,500
24		760,001	～	800,000	39,800	24		760,001	～	800,000	39,800
25		800,001	～	840,000	41,800	25		800,001	～	840,000	41,800
26		840,001	～	880,000	43,800	26		840,001	～	880,000	43,800
27		880,001	～	920,000	45,800	27		880,001	～	920,000	45,800
28		920,001	～	960,000	47,800	28		920,001	～	960,000	47,800
29		960,001	～	1,000,000	49,800	29		960,001	～	1,000,000	49,800
30		1,000,001	～	1,040,000	51,800	30		1,000,001	～	1,040,000	51,800
31		1,040,001	～	1,080,000	54,400	31		1,040,001	～	1,080,000	54,400
32		1,080,001	～	1,120,000	57,100	32		1,080,001	～	1,120,000	57,100
33		1,120,001	～	1,160,000	59,800	33		1,120,001	～	1,160,000	59,800
34		1,160,001	～	1,200,000	62,400	34		1,160,001	～	1,200,000	62,400
35		1,200,001	～	1,260,000	65,100	35		1,200,001	～	1,260,000	65,100
36		1,260,001	～	1,320,000	69,100	36		1,260,001	～	1,320,000	69,100
37		1,320,001	～	1,380,000	73,100	37		1,320,001	～	1,380,000	73,100
38		1,380,001	～	1,440,000	77,100	38		1,380,001	～	1,440,000	77,100
39		1,440,001	～	1,500,000	81,100	39		1,440,001	～	1,500,000	81,100
40		1,500,001 円以上			(対象収入額－150万円) × 0.9 ÷ 12月 + 81,100円 (100円未満切り捨て)			40	1,500,001 円以上		

- (注)
- 1 障害者が負担すべき額は、対象収入額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする。
 - 2 この表において「対象収入額」とは、収入額（社会通念上収入として認定することが適当

でないものを除く。) から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。

(2) 障害福祉サービス（施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合）被措置者の扶養義務者の利用者負担額

税額等による階層区分		負担基準月額	
		施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用する場合	
A	被保護者等		円 0
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）		0
C1	前年分の所得税が非課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	2,200
C2	税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	当該年度分の市町村民税のうち所得割が課税の者	3,300
		前年分の所得税額の年額区分	
D1	前年分の所得税が課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	0円 ～ 15,000円	4,500
D2		15,001 ～ 40,000	6,700
D3		40,001 ～ 70,000	9,300
D4		70,001 ～ 183,000	14,500
D5		183,001 ～ 403,000	20,600
D6		403,001 ～ 703,000	27,100
D7		703,001 ～ 1,078,000	34,300
D8		1,078,001 ～ 1,632,000	42,500
D9		1,632,001 ～ 2,303,000	51,400
D10		2,303,001 ～ 3,117,000	61,200
D11		3,117,001 ～ 4,173,000	71,900
D12		4,173,001 ～ 5,334,000	83,300
D13		5,334,001 ～ 6,674,000	95,600

でないものを除く。) から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。

(2) 障害福祉サービス（施設入所支援、宿泊型自立訓練又は旧知的障害者通勤寮を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者に対して行うものに限る。）を利用する場合）及び旧法人所施設被措置者の扶養義務者の利用者負担額

税額等による階層区分		負担基準月額	
		施設入所支援、宿泊型自立訓練又は旧知的障害者通勤寮を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者に対して行うものに限る。）を利用する場合、旧法人所施設	
A	被保護者等		円 0
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）		0
C1	前年分の所得税が非課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	2,200
C2	税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	当該年度分の市町村民税のうち所得割が課税の者	3,300
		前年分の所得税額の年額区分	
D1	前年分の所得税が課税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	0円 ～ 15,000円	4,500
D2		15,001 ～ 40,000	6,700
D3		40,001 ～ 70,000	9,300
D4		70,001 ～ 183,000	14,500
D5		183,001 ～ 403,000	20,600
D6		403,001 ～ 703,000	27,100
D7		703,001 ～ 1,078,000	34,300
D8		1,078,001 ～ 1,632,000	42,500
D9		1,632,001 ～ 2,303,000	51,400
D10		2,303,001 ～ 3,117,000	61,200
D11		3,117,001 ～ 4,173,000	71,900
D12		4,173,001 ～ 5,334,000	83,300
D13		5,334,001 ～ 6,674,000	95,600

D14	6,674,001 円以上	介護給付費等基準額
(注)		
<p>1 障害者の扶養義務者（障害者の入所時に障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（障害者が 20 歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高い者をいう。以下同じ。）が負担すべき額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする。</p> <p>2 注 1 の規定にかかわらず、扶養義務者が負担すべき額が、介護給付費等基準額から障害者本人が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負担するものとする。</p> <p>3 この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第 292 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第 323 条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項及び第 5 条の 4 第 6 項の規定は適用しないものとする。</p> <p>4 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和 22 年法律第 175 号)の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第 78 条第 1 項並びに第 2 項第 1 号、第 2 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）及び第 3 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）、第 92 条第 1 項並びに第 95 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項</p> <p>(2) 租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項、第 41 条の 2、第 41 条の 3 の 2 第 4 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条の 19 の 5 第 1 項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成 10 年法律第 23 号)附則第 12 条</p>		

D14	6,674,001 円以上	介護給付費等基準額又は旧法施設支援費基準額
(注)		
<p>1 障害者の扶養義務者（障害者の入所時に障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（障害者が 20 歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高い者をいう。以下同じ。）が負担すべき額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする。</p> <p>2 注 1 の規定にかかわらず、扶養義務者が負担すべき額が、介護給付費等基準額又は旧法施設支援費基準額から障害者本人が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負担するものとする。</p> <p>3 この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第 292 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第 323 条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項及び第 5 条の 4 第 6 項の規定は適用しないものとする。</p> <p>4 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和 22 年法律第 175 号)の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第 78 条第 1 項並びに第 2 項第 1 号、第 2 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）及び第 3 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）、第 92 条第 1 項並びに第 95 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項</p> <p>(2) 租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項、第 41 条の 2、第 41 条の 3 の 2 第 4 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条の 19 の 5 第 1 項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成 10 年法律第 23 号)附則第 12 条</p>		

(3) 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援）被措置者の利用者負担額（(1)に該当する者を除く。）

(3) 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援）及び旧法通所施設被措置者の利用者負担額（(1)に該当する者を除く。）

対象収入額等による階層区分		負担基準月額
療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援		
1	被保護者等	円 0
2	前年分の対象収入額の年額区分 0円 ～ 270,000円	0
3	270,001 ～ 280,000	500

対象収入額等による階層区分		負担基準月額
療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、旧法通所施設		
1	被保護者等	円 0
2	前年分の対象収入額の年額区分 0円 ～ 270,000円	0
3	270,001 ～ 280,000	500

4	層に該当する者以外の者	280,001	～	300,000	900	4	層に該当する者以外の者	280,001	～	300,000	900	
5		300,001	～	320,000	1,700	5		300,001	～	320,000	1,700	
6		320,001	～	340,000	2,300	6		320,001	～	340,000	2,300	
7		340,001	～	360,000	2,900	7		340,001	～	360,000	2,900	
8		360,001	～	380,000	3,700	8		360,001	～	380,000	3,700	
9		38,0001	～	400,000	4,500	9		38,0001	～	400,000	4,500	
10		400,001	～	420,000	5,400	10		400,001	～	420,000	5,400	
11		420,001	～	440,000	6,200	11		420,001	～	440,000	6,200	
12		440,001	～	460,000	7,000	12		440,001	～	460,000	7,000	
13		460,001	～	480,000	7,900	13		460,001	～	480,000	7,900	
14		480,001	～	500,000	8,700	14		480,001	～	500,000	8,700	
15		500,001	～	520,000	9,500	15		500,001	～	520,000	9,500	
16		52,0001	～	540,000	10,400	16		52,0001	～	540,000	10,400	
17		540,001	～	560,000	11,200	17		540,001	～	560,000	11,200	
18		560,001	～	580,000	12,000	18		560,001	～	580,000	12,000	
19		580,001	～	600,000	12,900	19		580,001	～	600,000	12,900	
20		600,001	～	640,000	13,700	20		600,001	～	640,000	13,700	
21		640,001	～	680,000	15,400	21		640,001	～	680,000	15,400	
22		680,001	～	720,000	17,000	22		680,001	～	720,000	17,000	
23		720,001	～	760,000	18,700	23		720,001	～	760,000	18,700	
24		760,001	～	800,000	19,900	24		760,001	～	800,000	19,900	
25		800,001	～	840,000	20,900	25		800,001	～	840,000	20,900	
26		840,001	～	880,000	21,900	26		840,001	～	880,000	21,900	
27		880,001	～	920,000	22,900	27		880,001	～	920,000	22,900	
28		920,001	～	960,000	23,900	28		920,001	～	960,000	23,900	
29		960,001	～	1,000,000	24,900	29		960,001	～	1,000,000	24,900	
30		1,000,001	～	1,040,000	25,900	30		1,000,001	～	1,040,000	25,900	
31		1,040,001	～	1,080,000	27,200	31		1,040,001	～	1,080,000	27,200	
32		1,080,001	～	1,120,000	28,500	32		1,080,001	～	1,120,000	28,500	
33		1,120,001	～	1,160,000	29,900	33		1,120,001	～	1,160,000	29,900	
34		1,160,001	～	1,200,000	31,200	34		1,160,001	～	1,200,000	31,200	
35		1,200,001	～	1,260,000	32,500	35		1,200,001	～	1,260,000	32,500	
36		1,260,001	～	1,320,000	34,500	36		1,260,001	～	1,320,000	34,500	
37		1,320,001	～	1,380,000	36,500	37		1,320,001	～	1,380,000	36,500	
38		1,380,001	～	1,440,000	38,500	38		1,380,001	～	1,440,000	38,500	
39		1,440,001	～	1,500,000	40,500	39		1,440,001	～	1,500,000	40,500	
40		1,500,001 円以上			(対象収入額－ 150 万円) × 0.9 ÷ 12 月 ÷ 2 + 40,500 円 (100 円未満切り捨て)			40	1,500,001 円以上			(対象収入額－ 150 万円) × 0.9 ÷ 12 月 ÷ 2 + 40,500 円 (100 円未満切り捨て)

(注)

- 1 障害者が負担すべき額は、対象収入額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする。
- 2 この表において「対象収入額」とは、収入額（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。

(注)

- 1 障害者が負担すべき額は、対象収入額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする。
- 2 この表において「対象収入額」とは、収入額（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。

(4) 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）被措置者の扶養義務者の利用者負担額（(2)に該当する者を除く。）

(4) 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）及び旧法入所施設被措置者の扶養義務者の利用者負担額（(2)に該当する者を除く。）

税額等による階層区分		負担基準月額
		療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援
A	被保護者等	円 0
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0
C1	前年分の所得税が非課税の者	1,100
C2	税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	1,600
前年分の所得税額の年額区分		
D1	0円 ～ 15,000円	2,200
D2	15,001 ～ 40,000	3,300
D3	40,001 ～ 70,000	4,600
D4	70,001 ～ 183,000	7,200
D5	183,001 ～ 403,000	10,300
D6	403,001 ～ 703,000	13,500
D7	703,001 ～ 1,078,000	17,100
D8	1,078,001 ～ 1,632,000	21,200
D9	1,632,001 ～ 2,303,000	25,700
D10	2,303,001 ～ 3,117,000	30,600
D11	3,117,001 ～ 4,173,000	35,900
D12	4,173,001 ～ 5,334,000	41,600
D13	5,334,001 ～ 6,674,000	47,800
D14	6,674,001円以上	介護給付費等基準額及び療養介護医療費基準額

(注)
1 障害者の扶養義務者（障害者の入所時に障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高い者をいう。以下同じ。）が負担すべき額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準月額の欄に掲げる額とする。

税額等による階層区分		負担基準月額
		療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、旧法通所施設
A	被保護者等	円 0
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0
C1	前年分の所得税が非課税の者	1,100
C2	税の者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	1,600
前年分の所得税額の年額区分		
D1	0円 ～ 15,000円	2,200
D2	15,001 ～ 40,000	3,300
D3	40,001 ～ 70,000	4,600
D4	70,001 ～ 183,000	7,200
D5	183,001 ～ 403,000	10,300
D6	403,001 ～ 703,000	13,500
D7	703,001 ～ 1,078,000	17,100
D8	1,078,001 ～ 1,632,000	21,200
D9	1,632,001 ～ 2,303,000	25,700
D10	2,303,001 ～ 3,117,000	30,600
D11	3,117,001 ～ 4,173,000	35,900
D12	4,173,001 ～ 5,334,000	41,600
D13	5,334,001 ～ 6,674,000	47,800
D14	6,674,001円以上	介護給付費等基準額及び療養介護医療費基準額又は旧法施設支援費基準額

(注)
1 障害者の扶養義務者（障害者の入所時に障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高い者をいう。以下同じ。）が負担すべき額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準月額の欄に掲げる額とする。

- 2 注1の規定にかかわらず、扶養義務者が負担すべき額が、介護給付費等基準額及び療養介護医療費基準額から障害者本人が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負担するものとする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。
- 4 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。
- (1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

(5) 障害福祉サービス(居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護、短期入所、共同生活介護、共同生活援助)被措置者及び扶養義務者利用者負担額

税額等による階層区分		上限月額	負担基準額			
			居宅介護 同行援護 行動援護 30分当たり	重度訪問介護 30分当たり	短期入所 1日当たり	グループホーム ケアホーム 1月当たり
A	被保護者等	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者(A階層に該当する者を除く。)	0	0	0	0	0
C1	前年分の所得税が非課税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	1,100	50	50	100	1,100
C2	前年分の所得税が課税の者	1,600	100	100	200	1,600
	前年分の所得税額					

- 2 注1の規定にかかわらず、扶養義務者が負担すべき額が、介護給付費等基準額及び療養介護医療費基準額又は旧法施設支援費基準額から障害者本人が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負担するものとする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。
- 4 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。
- (1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

(5) 障害福祉サービス(居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護、短期入所、共同生活介護、共同生活援助)被措置者及び扶養義務者利用者負担額

税額等による階層区分		上限月額	負担基準額			
			居宅介護 同行援護 行動援護 30分当たり	重度訪問介護 30分当たり	短期入所 1日当たり	グループホーム ケアホーム 1月当たり
A	被保護者等	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者(A階層に該当する者を除く。)	0	0	0	0	0
C1	前年分の所得税が非課税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	1,100	50	50	100	1,100
C2	前年分の所得税が課税の者	1,600	100	100	200	1,600
	前年分の所得税額					

		の年額区分								の年額区分					
D1	前年分の所得税が課税の者 (A階層又はB階層に該当する者を除く。)	0円	2,200	150	150	300	2,200	D1	前年分の所得税が課税の者 (A階層又はB階層に該当する者を除く。)	0円	2,200	150	150	300	2,200
		～								～					
D2		15,000円	3,300	200	200	400	3,300	D2		15,000円	3,300	200	200	400	3,300
		～								～					
D3		40,000	4,600	250	250	600	4,600	D3		40,000	4,600	250	250	600	4,600
		～								～					
D4		70,000	7,200	300	300	1,000	7,200	D4		70,000	7,200	300	300	1,000	7,200
		～								～					
D5		183,000	10,300	400	400	1,400	10,300	D5		183,000	10,300	400	400	1,400	10,300
		～								～					
D6		403,000	13,500	500	500	1,800	13,500	D6		403,000	13,500	500	500	1,800	13,500
		～								～					
D7		703,000	17,100	600	600	2,300	17,100	D7		703,000	17,100	600	600	2,300	17,100
		～								～					
D8		1,078,000	21,200	800	800	2,800	21,200	D8		1,078,000	21,200	800	800	2,800	21,200
		～								～					
D9		1,632,000	25,700	1,000	1,000	3,400	25,700	D9		1,632,000	25,700	1,000	1,000	3,400	25,700
		～								～					
D10		2,303,000	30,600	1,200	1,200	4,100	30,600	D10		2,303,000	30,600	1,200	1,200	4,100	30,600
		～								～					
D11		3,117,000	35,900	1,400	1,400	4,800	35,900	D11		3,117,000	35,900	1,400	1,400	4,800	35,900
		～								～					
D12		4,173,000	41,600	1,600	1,600	5,500	41,600	D12		4,173,000	41,600	1,600	1,600	5,500	41,600
		～								～					
D13		5,334,000	47,800	1,900	1,900	6,400	47,800	D13		5,334,000	47,800	1,900	1,900	6,400	47,800
		～								～					
D14		6,674,000	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額	D14		6,674,000	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額
		6,674,001円以上								6,674,001円以上					

(注)

- 1 障害者及びその扶養義務者（障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（障害者が 20 歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。）が負担すべき額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする（行動援護については、所要時間が 7 時間 30 分以上の場合は、当該額を 16 倍した額を同日分の負担すべき額とする。）。ただし、障害者にあつては、介護給付費等基準額を上限とし、扶養義務者にあつては、介護給付費等基準額から障害者本人が負担する額を控除した額を上限とする。
- 2 注 1 の規定にかかわらず、障害者及びその扶養義務者の 1 月当たりの負担額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、上限月額の欄に掲げる額を上限とする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第 292 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第 323 条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項及び第 5 条の 4 第 6 項の規定は適用しないものとする。
- 4 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。
 - (1) 所得税法第 78 条第 1 項並びに第 2 項第 1 号、第 2 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）及び第 3 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）、第 92 条第 1 項並びに第 95 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項
 - (2) 租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項、第 41 条の 2、第 41 条の 3 の 2 第 4 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条の 19 の 5 第 1 項
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 23 号附則第 12 条

(6) 障害福祉サービス（居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度訪問介護）における障害児の扶養義務者の利用者負担額

(注)

- 1 障害者及びその扶養義務者（障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（障害者が 20 歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。）が負担すべき額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする（行動援護については、所要時間が 7 時間 30 分以上の場合は、当該額を 16 倍した額を同日分の負担すべき額とする。）。ただし、障害者にあつては、介護給付費等基準額を上限とし、扶養義務者にあつては、介護給付費等基準額から障害者本人が負担する額を控除した額を上限とする。
- 2 注 1 の規定にかかわらず、障害者及びその扶養義務者の 1 月当たりの負担額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、上限月額の欄に掲げる額を上限とする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第 292 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第 323 条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項及び第 5 条の 4 第 6 項の規定は適用しないものとする。
- 4 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。
 - (1) 所得税法第 78 条第 1 項並びに第 2 項第 1 号、第 2 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）及び第 3 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）、第 92 条第 1 項並びに第 95 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項
 - (2) 租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項、第 41 条の 2、第 41 条の 3 の 2 第 4 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条の 19 の 5 第 1 項
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 23 号附則第 12 条

(6) 障害福祉サービス（居宅介護、同行援護、行動援護、児童デイサービス、短期入所、重度訪問介護）における障害児の扶養義務者の利用者負担額

税額等による階層区分		上限月額	負担基準額		税額等による階層区分		上限月額	負担基準額			
			居宅介護 同行援護 行動援護 30分当たり	短期入所 1日当たり				居宅介護 同行援護 行動援護 30分当たり	児童 デイサービス 1日当たり	短期入所 1日当たり	
A	被保護者等	円 0	円 0	円 0	A	被保護者等	円 0	円 0	円 0	円 0	
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者 (A階層に該当する者を除く。)	0	0	0	B	当該年度分の市町村民税が非課税 の者(A階層に該当する者を除く。)	0	0	0	0	
C1	前年分の所得税が非課税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	1,100	50	100	C1	前年分の所得税が非課税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	1,100	50	100	100	
C2	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	1,600	100	200	C2	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の者	1,600	100	200	200	
D1	前年分の所得税が課税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	0円～15,000円	2,200	150	300	D1	前年分の所得税が課税の者(A階層又はB階層に該当する者を除く。)	2,200	150	300	300
D2	15,001～40,000	3,300	200	400	D2	15,001～40,000	3,300	200	400	400	
D3	40,001～70,000	4,600	250	600	D3	40,001～70,000	4,600	250	500	600	
D4	70,001～183,000	7,200	300	1,000	D4	70,001～183,000	7,200	300	700	1,000	
D5	183,001～403,000	10,300	400	1,400	D5	183,001～403,000	10,300	400	1,000	1,400	
D6	403,001～703,000	13,500	500	1,800	D6	403,001～703,000	13,500	500	1,300	1,800	
D7	703,001～1,078,000	17,100	600	2,300	D7	703,001～1,078,000	17,100	600	1,700	2,300	
D8	1,078,001～1,632,000	21,200	800	2,800	D8	1,078,001～1,632,000	21,200	800	2,100	2,800	
D9	1,632,001～2,303,000	25,700	1,000	3,400	D9	1,632,001～2,303,000	25,700	1,000	2,500	3,400	
D10	2,303,001～3,117,000	30,600	1,200	4,100	D10	2,303,001～3,117,000	30,600	1,200	3,000	4,100	
D11	3,117,001～4,173,000	35,900	1,400	4,800	D11	3,117,001～4,173,000	35,900	1,400	3,500	4,800	
D12	4,173,001～5,334,000	41,600	1,600	5,500	D12	4,173,001～5,334,000	41,600	1,600	4,000	5,500	

D13	5,334,001 ~ 6,674,000	47,800	1,900	6,400
D14	6,674,001 円以上	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額

(注)

- 1 障害児の扶養義務者（障害児と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者、父母又は子のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。）が負担すべき額は、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする（行動援護については、所要時間が7時間30分以上の場合は、当該額を16倍した額を同日分の負担すべき額とする。）。なお、児童福祉法第63条の4の規定により、児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、その旨を市町村長に通知された障害児に対し、重度訪問介護にかかるやむを得ない事由による措置を行った場合については、この表の負担基準額の欄に掲げる額に、(5)の表の重度訪問介護にかかる負担基準額の欄に掲げる額を加えた額とする。ただし、介護給付費等基準額を上限とする。
- 2 注1の規定にかかわらず、障害児の扶養義務者の1月当たりの負担額は、税額等による階層区分に応じ、上限月額の欄に掲げる額を上限とする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及びに第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。
- 4 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。
 - (1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

D13	5,334,001 ~ 6,674,000	47,800	1,900	4,600	6,400
D14	6,674,001 円以上	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額

(注)

- 1 障害児の扶養義務者（障害児と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者、父母又は子のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。）が負担すべき額は、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする（行動援護については、所要時間が7時間30分以上の場合は、当該額を16倍した額を同日分の負担すべき額とする。）。なお、児童福祉法第63条の4の規定により、児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、その旨を市町村長に通知された障害児に対し、重度訪問介護にかかるやむを得ない事由による措置を行った場合については、この表の負担基準額の欄に掲げる額に、(5)の表の重度訪問介護にかかる負担基準額の欄に掲げる額を加えた額とする。ただし、介護給付費等基準額を上限とする。
- 2 注1の規定にかかわらず、障害児の扶養義務者の1月当たりの負担額は、税額等による階層区分に応じ、上限月額の欄に掲げる額を上限とする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及びに第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。
- 4 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。
 - (1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条